

令和7年度 五泉市保育料(利用者負担額)【3号認定者用】

(令和6年9月1日以降適用)

在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額) 3号(3歳未満児)			
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0		円 0	
B	市民税非課税世帯 ※第2子以降は無料	B-1	(0)	B-1	(0)
		B-2	0	B-2	0
C1	均等割額のみの世帯	C1-1	(4,550)	C1-1	(4,400)
		C1-2	13,000	C1-2	12,700
C2	所得割額が24,300円未満	C2-1	(5,200)	C2-1	(5,000)
		C2-2	14,300	C2-2	13,900
C3	所得割額が48,600円未満	C3-1	(5,500)	C3-1	(5,350)
		C3-2	14,900	C3-2	14,600
D1	所得割額が60,700円未満	D1-1	(5,700)	D1-1	(5,550)
		D1-2	19,600	D1-2	19,200
D2	所得割額が72,800円未満	D2-1	(5,900)	D2-1	(5,750)
		D2-2	21,900	D2-2	21,500
D3-1	所得割額が77,101円未満の母子世帯等	(6,000)		(5,850)	
D3-2	所得割額が84,900円未満	24,000		23,500	
D4	所得割額が97,000円未満	29,300		28,800	
D5	所得割額が114,000円未満	30,300		29,700	
D6	所得割額が125,800円未満	35,600		34,900	
D7	所得割額が140,200円未満	40,000		39,300	
D8	所得割額が154,600円未満	43,600		42,800	
D9	所得割額が169,000円未満	44,500		43,700	
D10	所得割額が202,000円未満	45,500		44,700	
D11	所得割額が235,000円未満	46,100		45,300	
D12	所得割額が268,000円未満	46,600		45,800	
D13	所得割額が301,000円未満	47,100		46,200	
D14	所得割額が397,000円未満	48,600		47,700	
D15	所得割額が397,000円以上	48,600		47,700	

- 保育料の算定は、父母の市民税所得割額(※1)を合算して行います。
 ただし、父母の市民税が非課税の場合、同一世帯の親族のうち最多所得者を「家計の主宰者」とし、その方の市民税額も算定の対象となる場合があります。
- ※1 税額控除(調整控除を除く)は、利用者負担額の算定上反映させないこととなっています。
 (調整措置は反映)

保育料を決定する際に考慮しない主な控除項目
寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除 等

●保育園申込から保育料算定までの流れ

令和6年					令和7年			令和8年
11月	12月	1月	2月	3月	4月	～8月	9月	～3月
・在園児の継続入園確認	・新年度入園・転園希望児童の申込受付	・申込書類の内容確認・審査	・入園決定通知書の交付		・保育料決定通知書(4～8月分) ※前年度市民税額により算定		・保育料決定通知書(9～3月分) ※当年度市民税額により算定	

※保育料算定に用いる市民税額
 4～8月分 ⇒ R6年度市民税額(R5年の収入額に応じて算定・課税)により保育料を算定する
 9～3月分 ⇒ R7年度市民税額(R6年の収入額に応じて算定・課税)により保育料を算定する

●軽減制度について

1. 同一世帯の児童が2人以上同時入園(※1)しているときは、次表の金額となります。
(※1 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、家庭的保育事業等を利用している場合)

2人以上入園している児童		保育料
年齢の高いお子さんからカウント	1人目の児童	全 額
	2人目の児童	半 額
	3人目以降の児童	無 料
(注) 10円未満の端数は切り捨てる		

2. 次表の(1)または(2)に当てはまる3号認定のご家庭は、同一世帯の児童の同時入園に関わらず、同一世帯の年齢が高いお子さんから1人目とカウントします。

(1) 二人親世帯の場合

利用者負担額算定の対象となる市民税所得割額が、57,700円未満

(2) ひとり親世帯等の場合

利用者負担額算定の対象となる市民税所得割額が、77,101円未満

3. R5年度からの市独自政策において、同一世帯内の第3子以降(※2)の児童にかかる保育料(※2)を無料とします。

(※1 年齢の高いお子さんから数えて3人目以降が対象です。)

(※2 保育料には給食費・バス利用料は含まれません。)

※別居している兄弟がいる場合でも、保護者に監護され生計を一にしていることが確認できる書類を提出することで人数にカウントすることができます。別途、「教育・保育給付認定保護者別居監護申立書」を提出してください。

4. 幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する3～5歳の全ての子ども及び保育園や認定こども園などに通う0～2歳の市民税非課税世帯の子どもは、保育料が無料です。

1号認定	満3歳～ 無料
2号認定	3歳児～ 無料
3号認定	※0～2歳の市民税非課税世帯の子どもは無料

※実費徴収費用(日用品、行事費、食材料費、通園送迎費など)は無償化の対象外です。

※給食費について、3～5歳の子どものうち、次表に該当する世帯は副食費の負担が免除されます。なお、0～2歳の子どもの給食費はこれまで通り保育料に含まれます。

1号認定	同一世帯の小学校第3学年までの兄弟のうち年齢の高いお子さんから数えて3人目の児童または、利用者負担額算定の対象となる市民税所得割額が、 <u>77,101円未満</u> の世帯。
2号認定	同一世帯において同時在園中にある3人目の児童 または、以下に該当する世帯。 ・二人親世帯の場合 ⇒利用者負担額算定の対象となる市民税所得割額が、 <u>57,700円未満</u> の世帯。 ・ひとり親世帯等の場合 ⇒利用者負担額算定の対象となる市民税所得割額が、 <u>77,101円未満</u> の世帯。

5. 未婚のひとり親を寡婦(夫)とみなす特例があります。(平成30年9月から)

婚姻によらないで母または父となった方は、地方税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けられませんが、保育料の算定上では当該保護者を寡婦(夫)とみなして計算します。この特例を適用するには申請が必要です。該当の方は園へ申し出てください。

6. 都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴う特例があります。(平成30年9月から)

政令指定都市(以下、「指定都市」と記載。)で課せられる地方税については、市民税8%、県民税2%の割合に変更となっています。指定都市以外の地方税課税割合は、市町村民税6%、県民税4%です。指定都市に住所を有していた方で五泉市へ転入される場合、指定都市の市民税8%から6%の割合に計算した額で保育料を算定します。

●その他

- ・年度途中で満3歳に達し、2号認定に切り替わった場合の保育料は、その年度内は3号認定の保育料が適用されます。
- ・年度途中入園の場合、令和7年3月31日現在の満年齢で決まります。
- ・認定保育利用時間外については延長保育対応となりますので、保育料とは別に延長保育料を納めていただきます。